

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文  
 ○毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>別表第一（第四条の二関係）<br/>           毒物<br/>           一〇二十三 （略）</p> <p>劇物<br/>           一〇八 （略）</p> <p>八の二〇ーエチル  スーパープロピル  「(二E)ー二ー(シアノイ<br/>           ミノ)ー三ーエチルイミダゾリジンー一ール」ホスホノチ<br/>           オアート(別名イミシアホス)及びこれを含有する製剤。た<br/>           だし、〇ーエチル  スーパープロピル  「(二E)ー二ー(シア<br/>           ノイミノ)ー三ーエチルイミダゾリジンー一ール」ホスホ<br/>           ノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。</p> <p>八の三〇八の五 (略)</p> <p>九〇十一の八 (略)</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次<br/>           に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (44) (略)</p> <p>(45)   (E)ー二ー(二ー(四ーシアノフェニル)ー一ー「三ー(ト<br/>           リフルオロメチル)フェニル」エチリデン)ー一Nー「四ー(ト<br/>           リフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミド</p> | <p>別表第一（第四条の二関係）<br/>           毒物<br/>           一〇二十三 （略）</p> <p>劇物<br/>           一〇八 （略）</p> <p>八の二〇八の四 (略)</p> <p>九〇十一の八 (略)</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次<br/>           に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (44) (略)</p> |

と (Z) ー 二 ー (二 ー ー (四 ー シアノフェニル) ー ー ー 「三 ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン) ー N ー 「四 ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミドとの混合物 (E) ー 二 ー (二 ー ー (四 ー シアノフェニル) ー ー 「三 ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン) ー N ー 「四 ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) ー 二 ー (二 ー ー (四 ー シアノフェニル) ー ー 「三 ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン) ー N ー 「四 ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミド一〇%以下を含有するものに限る。) (別名メタフルミゾン) 及びこれを含有する製剤

(46) |  
↳ (141) |  
(略)

十二〜六十七 (略)

(45) |  
↳ (140) |  
(略)

十二〜六十七 (略)